

①社員労働協約

		本則		
	現行		改訂	備考
	第6章 労働条件		第6章 労働条件	
	第2節 休日・休暇		第2節 休日・休暇	
	<p>第615条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、社員に対して勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の年次有給休暇を与える。本条における1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>(中略)</p> <p>④1.年次有給休暇は、原則として1労働日を単位として与えるが、半日単位及び時間単位で、各人が保有する年次有給休暇のうち、<u>1年間に各々5日を限度として、分割して請求することができる。</u>この場合の1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>(以下略)</p>		<p>第615条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、社員に対して勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の年次有給休暇を与える。本条における1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>(中略)</p> <p>④1.年次有給休暇は、原則として1労働日を単位として与えるが、半日単位及び時間単位で、各人が保有する年次有給休暇のうち、<u>1年間に各々5日を限度として、分割して請求することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>	・1年間の期間の明示と表記の整備
	第14章 効力		第14章 効力	
	<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、<u>2025年4月1日から2026年3月31日まで</u>とする。</p>		<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、<u>2026年4月1日から2027年3月31日まで</u>とする。</p>	・有効期間の更新
	<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2027年3月31日</u>を超えることはできない。</p>		<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2028年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	・有効期間の更新
	<p><u>2025年3月31日</u></p> <p>株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員 櫻井 俊晴</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長 星田 竜介</p>		<p><u>2026年3月31日</u></p> <p>株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員 櫻井 俊晴</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長 星田 竜介</p>	・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする

②メイト社員労働協約

本則			
	現行	改訂	備考
	目次	目次	
	第6章 労働条件 _____ 9 第1節 原則 第2節 労働時間 第3節 就業形態 第4節 休日・休暇 第5節 母性保護 第6節 賃金 第7節 出張・外出	第6章 労働条件 _____ 9 第1節 就業時間 第2節 休日休暇 第3節 母性保護 第4節 賃金 第5節 出張・外出	・過去の目次修正 漏れ
	第14章 効力	第14章 効力	
	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年4月1日から <u>2026</u> 年3月31日までとする。	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年4月1日から <u>2027</u> 年3月31日までとする。	・有効期間の更新
	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2027</u> 年3月31日を超えることはできない。	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2028</u> 年3月31日を超えることはできない。	・有効期間の更新
	<u>2025年3月31日</u>  株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員 櫻井 俊晴  三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長 星田 竜介	<u>2026年3月31日</u>  株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員 櫻井 俊晴  三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長 星田 竜介	・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする

③エルダースタッフ労働協約

本則			
	現行	改訂	備考
	目次	目次	
	第5章 人事 6 第1節 人事 第2節 休職 第3節 表彰および懲戒	第5章 人事 6 第1節 人事 第2節 休職 第3節 表彰および懲戒 第4節 退職 第5節 解雇	・目次の記載もれ
	第14章 効力	第14章 効力	
	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年4月1日から <u>2026</u> 年3月31日までとする。	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年4月1日から <u>2027</u> 年3月31日までとする。	・有効期間の更新
	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2027</u> 年3月31日を超えることはできない。	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2028</u> 年3月31日を超えることはできない。	・有効期間の更新
	<u>2025年3月31日</u>  株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員 櫻井 俊晴  三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長 星田 竜介	<u>2026年3月31日</u>  株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員 櫻井 俊晴  三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長 星田 竜介	・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする

④フェロー社員（有期）労働協約

本則			
	現行	改訂	備考
	第 14 章 効力	第 14 章 効力	
	第 1404 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年 4 月 1 日から <u>2026</u> 年 3 月 31 日までとする。	第 1404 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年 4 月 1 日から <u>2027</u> 年 3 月 31 日までとする。	・有効期間の更新
	第 1405 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、 <u>2027</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。	第 1405 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、 <u>2028</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。	・有効期間の更新
	<u>2025</u> 年 3 月 31 日  株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員            櫻井 俊晴  三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長            星田 竜介	<u>2026</u> 年 3 月 31 日  株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員            櫻井 俊晴  三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長            星田 竜介	・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする

⑤フェロー社員（無期）労働協約

本則			
	現行	改訂	備考
	第 14 章 効力	第 14 章 効力	
	第 1404 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年 4 月 1 日から <u>2026</u> 年 3 月 31 日までとする。	第 1404 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年 4 月 1 日から <u>2027</u> 年 3 月 31 日までとする。	・有効期間の更新
	第 1405 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、 <u>2027</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。	第 1405 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、 <u>2028</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。	・有効期間の更新
	<u>2025</u> 年 3 月 31 日  株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員                      櫻井 俊晴  三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長                      星田 竜介	<u>2026</u> 年 3 月 31 日  株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員                      櫻井 俊晴  三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長                      星田 竜介	・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする

⑥スペシャリティスタッフ（有期）労働協約

		本則																																																																																																																																																																																								
		現行											改訂	備考																																																																																																																																																																												
		第 6 章 労働条件											第 6 章 労働条件																																																																																																																																																																													
		第 2 節 休日・休暇											第 2 節 休日・休暇																																																																																																																																																																													
<p>第 614 条（年次有給休暇）                      会社は、スペシャリティスタッフ(有期)に対し、1 年間に次の各号の基準により年次有給休暇を与える。                      本条における 1 年間とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。                      1. 初回契約時の年次有給休暇は、契約期間月数及び 1 ヶ月を平均した週所定労働日数・時間により次の通りとする。なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第 7 条または短時間勤務規程第 8 条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1 ヶ月を平均した週所定労働日数については「週 4 日かつ週 30 日未満」を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約期間月数 週契約日数・時間</th> <th>12 ヵ月</th> <th>11 ヵ月</th> <th>10 ヵ月</th> <th>9 ヵ月</th> <th>8 ヵ月</th> <th>7 ヵ月</th> <th>6 ヵ月</th> <th>5 ヵ月</th> <th>4 ヵ月</th> <th>3 ヵ月</th> <th>2 ヵ月</th> <th>1 ヵ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週 36 時間 40 分 以上契約</td> <td>11 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>6 日</td> <td>5 日</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>5 日または週 30 時間 以上契約</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>5 日</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> </tr> <tr> <td>4 日かつ週 30 時間 未満契約</td> <td>7 日</td> <td>7 日</td> <td>7 日</td> <td>7 日</td> <td>7 日</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> </tr> <tr> <td>3 日契約</td> <td>5 日</td> <td>5 日</td> <td>5 日</td> <td>5 日</td> <td>5 日</td> <td>5 日</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> </tr> <tr> <td>2 日契約</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> </tr> <tr> <td>1 日契約</td> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 初回契約以降契約時の年次有給休暇は、勤続年数及び 1 ヶ月を平均した週契約日数・時間に応じ、次の通りとする。なお、勤続年数の算定は、毎年 4 月 1 日をもって基準とする。また、毎年 4 月 1 日時点で、短時間勤務規程第 8 条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合は、週契約日数・時間については「週 4 日かつ週 30 時間未満契約」を適用する。</p>		契約期間月数 週契約日数・時間	12 ヵ月	11 ヵ月	10 ヵ月	9 ヵ月	8 ヵ月	7 ヵ月	6 ヵ月	5 ヵ月	4 ヵ月	3 ヵ月	2 ヵ月	1 ヵ月	週 36 時間 40 分 以上契約	11 日	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	6 日	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日	5 日または週 30 時間 以上契約	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	5 日	4 日	3 日	0 日	0 日	0 日	4 日かつ週 30 時間 未満契約	7 日	7 日	7 日	7 日	7 日	7 日	4 日	3 日	2 日	0 日	0 日	0 日	3 日契約	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	4 日	3 日	2 日	0 日	0 日	0 日	2 日契約	3 日	3 日	3 日	3 日	3 日	3 日	2 日	1 日	1 日	0 日	0 日	0 日	1 日契約	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	<p>第 614 条（年次有給休暇）                      会社は、スペシャリティスタッフ(有期)に対し、1 年間に次の各号の基準により年次有給休暇を与える。                      本条における 1 年間とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。                      1. 初回契約時の年次有給休暇は、契約期間月数及び 1 ヶ月を平均した週所定労働日数・時間により次の通りとする。なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第 7 条または短時間勤務規程第 8 条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1 ヶ月を平均した週所定労働日数については「週 4 日かつ週 30 日未満」を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約期間月数 週契約日数・時間</th> <th>12 ヵ月</th> <th>11 ヵ月</th> <th>10 ヵ月</th> <th>9 ヵ月</th> <th>8 ヵ月</th> <th>7 ヵ月</th> <th>6 ヵ月</th> <th>5 ヵ月</th> <th>4 ヵ月</th> <th>3 ヵ月</th> <th>2 ヵ月</th> <th>1 ヵ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5日かつ週35時間 以上契約</td> <td>11 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>6 日</td> <td>5 日</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>5日または週30時間 以上契約</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>10 日</td> <td>5 日</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> </tr> <tr> <td>4日かつ週30時間 未満契約</td> <td>7 日</td> <td>7 日</td> <td>7 日</td> <td>7 日</td> <td>7 日</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> </tr> <tr> <td>3日契約</td> <td>5 日</td> <td>5 日</td> <td>5 日</td> <td>5 日</td> <td>5 日</td> <td>5 日</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> </tr> <tr> <td>2日契約</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> </tr> <tr> <td>1日契約</td> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> <td>0 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 初回契約以降契約時の年次有給休暇は、勤続年数及び 1 ヶ月を平均した週契約日数・時間に応じ、次の通りとする。なお、勤続年数の算定は、毎年 4 月 1 日をもって基準とする。また、毎年 4 月 1 日時点で、短時間勤務規程第 8 条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合は、週契約日数・時間については「週 4 日かつ週 30 時間未満契約」を適用する。</p>		契約期間月数 週契約日数・時間	12 ヵ月	11 ヵ月	10 ヵ月	9 ヵ月	8 ヵ月	7 ヵ月	6 ヵ月	5 ヵ月	4 ヵ月	3 ヵ月	2 ヵ月	1 ヵ月	5日かつ週35時間 以上契約	11 日	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	6 日	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日	5日または週30時間 以上契約	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	5 日	4 日	3 日	0 日	0 日	0 日	4日かつ週30時間 未満契約	7 日	7 日	7 日	7 日	7 日	7 日	4 日	3 日	2 日	0 日	0 日	0 日	3日契約	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	4 日	3 日	2 日	0 日	0 日	0 日	2日契約	3 日	3 日	3 日	3 日	3 日	3 日	2 日	1 日	1 日	0 日	0 日	0 日	1日契約	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	<p>・有給休暇付与の条件を他の雇用区分との整合性、実態に合わせ修正。</p>
契約期間月数 週契約日数・時間	12 ヵ月	11 ヵ月	10 ヵ月	9 ヵ月	8 ヵ月	7 ヵ月	6 ヵ月	5 ヵ月	4 ヵ月	3 ヵ月	2 ヵ月	1 ヵ月																																																																																																																																																																														
週 36 時間 40 分 以上契約	11 日	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	6 日	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日																																																																																																																																																																														
5 日または週 30 時間 以上契約	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	5 日	4 日	3 日	0 日	0 日	0 日																																																																																																																																																																														
4 日かつ週 30 時間 未満契約	7 日	7 日	7 日	7 日	7 日	7 日	4 日	3 日	2 日	0 日	0 日	0 日																																																																																																																																																																														
3 日契約	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	4 日	3 日	2 日	0 日	0 日	0 日																																																																																																																																																																														
2 日契約	3 日	3 日	3 日	3 日	3 日	3 日	2 日	1 日	1 日	0 日	0 日	0 日																																																																																																																																																																														
1 日契約	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日																																																																																																																																																																														
契約期間月数 週契約日数・時間	12 ヵ月	11 ヵ月	10 ヵ月	9 ヵ月	8 ヵ月	7 ヵ月	6 ヵ月	5 ヵ月	4 ヵ月	3 ヵ月	2 ヵ月	1 ヵ月																																																																																																																																																																														
5日かつ週35時間 以上契約	11 日	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	6 日	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日																																																																																																																																																																														
5日または週30時間 以上契約	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	5 日	4 日	3 日	0 日	0 日	0 日																																																																																																																																																																														
4日かつ週30時間 未満契約	7 日	7 日	7 日	7 日	7 日	7 日	4 日	3 日	2 日	0 日	0 日	0 日																																																																																																																																																																														
3日契約	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	4 日	3 日	2 日	0 日	0 日	0 日																																																																																																																																																																														
2日契約	3 日	3 日	3 日	3 日	3 日	3 日	2 日	1 日	1 日	0 日	0 日	0 日																																																																																																																																																																														
1日契約	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日																																																																																																																																																																														

	勤続年数 <sup>←</sup>							勤続年数 <sup>←</sup>								
	週契約日数・時間 <sup>↕</sup>	1年↓ 以下 <sup>↕</sup>	1年超↓ 2年 <sup>↕</sup>	2年超↓ 3年 <sup>↕</sup>	3年超↓ 4年 <sup>↕</sup>	4年超↓ 5年 <sup>↕</sup>	5年超 <sup>↕</sup>	週契約日数・時間 <sup>↕</sup>	1年↓ 以下 <sup>↕</sup>	1年超↓ 2年 <sup>↕</sup>	2年超↓ 3年 <sup>↕</sup>	3年超↓ 4年 <sup>↕</sup>	4年超↓ 5年 <sup>↕</sup>	5年超 <sup>↕</sup>		
	週 36 時間 40 分↓ 以上契約 <sup>↕</sup>	12 日 <sup>↕</sup>	13 日 <sup>↕</sup>	15 日 <sup>↕</sup>	17 日 <sup>↕</sup>	19 日 <sup>↕</sup>	22 日 <sup>↕</sup>	5日かつ週35時間↓ 以上契約 <sup>↕</sup>	12日 <sup>↕</sup>	13日 <sup>↕</sup>	15日 <sup>↕</sup>	17日 <sup>↕</sup>	19日 <sup>↕</sup>	22日 <sup>↕</sup>		
	5日または週 30 時間↓ 以上契約 <sup>↕</sup>	11 日 <sup>↕</sup>	12 日 <sup>↕</sup>	14 日 <sup>↕</sup>	16 日 <sup>↕</sup>	18 日 <sup>↕</sup>	20 日 <sup>↕</sup>	5日または週30時間↓ 以上契約 <sup>↕</sup>	11日 <sup>↕</sup>	12日 <sup>↕</sup>	14日 <sup>↕</sup>	16日 <sup>↕</sup>	18日 <sup>↕</sup>	20日 <sup>↕</sup>		
	4日かつ週 30 時間↓ 未満契約 <sup>↕</sup>	8 日 <sup>↕</sup>	9 日 <sup>↕</sup>	10 日 <sup>↕</sup>	12 日 <sup>↕</sup>	13 日 <sup>↕</sup>	15 日 <sup>↕</sup>	4日かつ週30時間↓ 未満契約 <sup>↕</sup>	8日 <sup>↕</sup>	9日 <sup>↕</sup>	10日 <sup>↕</sup>	12日 <sup>↕</sup>	13日 <sup>↕</sup>	15日 <sup>↕</sup>		
	3 日契約 <sup>↕</sup>	6 日 <sup>↕</sup>	6 日 <sup>↕</sup>	8 日 <sup>↕</sup>	9 日 <sup>↕</sup>	10 日 <sup>↕</sup>	11 日 <sup>↕</sup>	3日契約 <sup>↕</sup>	6日 <sup>↕</sup>	6日 <sup>↕</sup>	8日 <sup>↕</sup>	9日 <sup>↕</sup>	10日 <sup>↕</sup>	11日 <sup>↕</sup>		
	2 日契約 <sup>↕</sup>	4 日 <sup>↕</sup>	4 日 <sup>↕</sup>	5 日 <sup>↕</sup>	6 日 <sup>↕</sup>	6 日 <sup>↕</sup>	7 日 <sup>↕</sup>	2日契約 <sup>↕</sup>	4日 <sup>↕</sup>	4日 <sup>↕</sup>	5日 <sup>↕</sup>	6日 <sup>↕</sup>	6日 <sup>↕</sup>	7日 <sup>↕</sup>		
	1 日契約 <sup>↕</sup>	2 日 <sup>↕</sup>	2 日 <sup>↕</sup>	2 日 <sup>↕</sup>	3 日 <sup>↕</sup>	3 日 <sup>↕</sup>	3 日 <sup>↕</sup>	1日契約 <sup>↕</sup>	2日 <sup>↕</sup>	2日 <sup>↕</sup>	2日 <sup>↕</sup>	3日 <sup>↕</sup>	3日 <sup>↕</sup>	3日 <sup>↕</sup>		
第 618 条（子の看護等のための休暇） 会社は、小学校 3 年生の 3 月 31 日までの子を養育するエルダースペシャルティスタッフ（有期）が、次に定める当該子の世話等のために休暇を請求した場合は、当該子が 1 人であれば 1 年間につき 5 日、2 人以上であれば 1 年間につき 10 日を限度として、子の看護等休暇を与える。この場合の 1 年間とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。また、休暇取得の期間は無給とする。 （以下略）								第 618 条（子の看護等のための休暇） 会社は、小学校 3 年生の 3 月 31 日までの子を養育するスペシャルティスタッフ（有期）が、次に定める当該子の世話等のために休暇を請求した場合は、当該子が 1 人であれば 1 年間につき 5 日、2 人以上であれば 1 年間につき 10 日を限度として、子の看護等休暇を与える。この場合の 1 年間とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。また、休暇取得の期間は無給とする。 （以下略）								雇用区分の誤記載 の訂正（有期のみ）
第 619 条（家族の介護のための休暇） 会社は、要介護状態にある家族の介護、その他の世話をするエルダースペシャルティスタッフ（有期）が、当該家族の介護や世話をするために休暇を請求した場合は、当該家族が 1 人であれば 1 年間につき 5 日、2 人以上であれば 1 年間につき 10 日を限度として、介護休暇を与える。この場合の 1 年間とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。また、休暇取得の期間は無給とする。なお、このほかの取り扱いとは別に定める「子の看護等・家族の介護のための休暇規程」による。								第 619 条（家族の介護のための休暇） 会社は、要介護状態にある家族の介護、その他の世話をするスペシャルティスタッフ（有期）が、当該家族の介護や世話をするために休暇を請求した場合は、当該家族が 1 人であれば 1 年間につき 5 日、2 人以上であれば 1 年間につき 10 日を限度として、介護休暇を与える。この場合の 1 年間とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。また、休暇取得の期間は無給とする。なお、このほかの取り扱いとは別に定める「子の看護等・家族の介護のための休暇規程」による。								雇用区分の誤記載 の訂正（有期のみ）
第 14 章 効力							第 14 章 効力									
第 1404 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025 年 4 月 1 日</u> から <u>2026 年 3 月 31 日</u> までとする。								第 1404 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026 年 4 月 1 日</u> から <u>2027 年 3 月 31 日</u> までとする。								・有効期間の更新
第 1405 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、 <u>2027 年 3 月 31 日</u> を超えることはできない。								第 1405 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、 <u>2028 年 3 月 31 日</u> を超えることはできない。								・有効期間の更新

<p><u>2025年3月31日</u></p> <p>株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員      櫻井 俊晴</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長      星田 竜介</p>	<p><u>2026年3月31日</u></p> <p>株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員      櫻井 俊晴</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長      星田 竜介</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする</li> <li>・労使代表者は、締結日時点とする</li> </ul>
--	--	---

⑦スペシャリティスタッフ（無期）労働協約

		本則																																																																																																																																						
		現行							改訂							備考																																																																																																																								
		第 6 章 労働条件							第 6 章 労働条件																																																																																																																															
		第 2 節 休日・休暇							第 2 節 休日・休暇																																																																																																																															
<p>第 614 条（年次有給休暇）</p> <p>会社は、スペシャリティスタッフ（無期）に対して、1 年間に勤続年数及び 1 ヶ月を平均した週契約日数・時間に応じ年次有給休暇を与える。本条における 1 年間とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。</p> <p>なお、勤続年数の算定は、毎年 4 月 1 日をもって基準とし、従前のスペシャリティスタッフ（有期）の勤続年数を通算する。</p> <p>また、毎年 4 月 1 日時点で、介護・介護準備勤務規程第 7 条または短時間勤務規程第 8 条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1 ヶ月を平均した週所定労働日数については「週 4 日かつ週 30 日未満」を適用する。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th> <th>1 年↓</th> <th>1 年超↓</th> <th>2 年超↓</th> <th>3 年超↓</th> <th>4 年超↓</th> <th>5 年超↓</th> </tr> <tr> <th>週契約日数・時間</th> <th>以下</th> <th>2 年</th> <th>3 年</th> <th>4 年</th> <th>5 年</th> <th>5 年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週 36 時間 40 分↓ 以上契約</td> <td>12 日</td> <td>13 日</td> <td>15 日</td> <td>17 日</td> <td>19 日</td> <td>22 日</td> </tr> <tr> <td>5 日または週 30 時間↓ 以上契約</td> <td>11 日</td> <td>12 日</td> <td>14 日</td> <td>16 日</td> <td>18 日</td> <td>20 日</td> </tr> <tr> <td>4 日かつ週 30 時間↓ 未満契約</td> <td>8 日</td> <td>9 日</td> <td>10 日</td> <td>12 日</td> <td>13 日</td> <td>15 日</td> </tr> <tr> <td>3 日契約</td> <td>6 日</td> <td>6 日</td> <td>8 日</td> <td>9 日</td> <td>10 日</td> <td>11 日</td> </tr> <tr> <td>2 日契約</td> <td>4 日</td> <td>4 日</td> <td>5 日</td> <td>6 日</td> <td>6 日</td> <td>7 日</td> </tr> <tr> <td>1 日契約</td> <td>2 日</td> <td>2 日</td> <td>2 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> </tr> </tbody> </table>							勤続年数	1 年↓	1 年超↓	2 年超↓	3 年超↓	4 年超↓	5 年超↓	週契約日数・時間	以下	2 年	3 年	4 年	5 年	5 年超	週 36 時間 40 分↓ 以上契約	12 日	13 日	15 日	17 日	19 日	22 日	5 日または週 30 時間↓ 以上契約	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日	4 日かつ週 30 時間↓ 未満契約	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日	3 日契約	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日	2 日契約	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日	1 日契約	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日	<p>第 614 条（年次有給休暇）</p> <p>会社は、スペシャリティスタッフ（無期）に対して、1 年間に勤続年数及び 1 ヶ月を平均した週契約日数・時間に応じ年次有給休暇を与える。本条における 1 年間とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。</p> <p>なお、勤続年数の算定は、毎年 4 月 1 日をもって基準とし、従前のスペシャリティスタッフ（無期）の勤続年数を通算する。</p> <p>また、毎年 4 月 1 日時点で、介護・介護準備勤務規程第 7 条または短時間勤務規程第 8 条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1 ヶ月を平均した週所定労働日数については「週 4 日かつ週 30 日未満」を適用する。</p>							<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th> <th>1 年↓</th> <th>1 年超↓</th> <th>2 年超↓</th> <th>3 年超↓</th> <th>4 年超↓</th> <th>5 年超↓</th> </tr> <tr> <th>週契約日数・時間</th> <th>以下</th> <th>2 年</th> <th>3 年</th> <th>4 年</th> <th>5 年</th> <th>5 年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 日かつ週 35 時間↓ 以上契約</td> <td>12 日</td> <td>13 日</td> <td>15 日</td> <td>17 日</td> <td>19 日</td> <td>22 日</td> </tr> <tr> <td>5 日または週 30 時間↓ 以上契約</td> <td>11 日</td> <td>12 日</td> <td>14 日</td> <td>16 日</td> <td>18 日</td> <td>20 日</td> </tr> <tr> <td>4 日かつ週 30 時間↓ 未満契約</td> <td>8 日</td> <td>9 日</td> <td>10 日</td> <td>12 日</td> <td>13 日</td> <td>15 日</td> </tr> <tr> <td>3 日契約</td> <td>6 日</td> <td>6 日</td> <td>8 日</td> <td>9 日</td> <td>10 日</td> <td>11 日</td> </tr> <tr> <td>2 日契約</td> <td>4 日</td> <td>4 日</td> <td>5 日</td> <td>6 日</td> <td>6 日</td> <td>7 日</td> </tr> <tr> <td>1 日契約</td> <td>2 日</td> <td>2 日</td> <td>2 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> </tr> </tbody> </table>							勤続年数	1 年↓	1 年超↓	2 年超↓	3 年超↓	4 年超↓	5 年超↓	週契約日数・時間	以下	2 年	3 年	4 年	5 年	5 年超	5 日かつ週 35 時間↓ 以上契約	12 日	13 日	15 日	17 日	19 日	22 日	5 日または週 30 時間↓ 以上契約	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日	4 日かつ週 30 時間↓ 未満契約	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日	3 日契約	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日	2 日契約	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日	1 日契約	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日	<p>・有給休暇付与の条件を他の雇用区分との整合性、実態に合わせ修正。</p>	
勤続年数	1 年↓	1 年超↓	2 年超↓	3 年超↓	4 年超↓	5 年超↓																																																																																																																																		
週契約日数・時間	以下	2 年	3 年	4 年	5 年	5 年超																																																																																																																																		
週 36 時間 40 分↓ 以上契約	12 日	13 日	15 日	17 日	19 日	22 日																																																																																																																																		
5 日または週 30 時間↓ 以上契約	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日																																																																																																																																		
4 日かつ週 30 時間↓ 未満契約	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日																																																																																																																																		
3 日契約	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日																																																																																																																																		
2 日契約	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日																																																																																																																																		
1 日契約	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日																																																																																																																																		
勤続年数	1 年↓	1 年超↓	2 年超↓	3 年超↓	4 年超↓	5 年超↓																																																																																																																																		
週契約日数・時間	以下	2 年	3 年	4 年	5 年	5 年超																																																																																																																																		
5 日かつ週 35 時間↓ 以上契約	12 日	13 日	15 日	17 日	19 日	22 日																																																																																																																																		
5 日または週 30 時間↓ 以上契約	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日																																																																																																																																		
4 日かつ週 30 時間↓ 未満契約	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日																																																																																																																																		
3 日契約	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日																																																																																																																																		
2 日契約	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日																																																																																																																																		
1 日契約	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日																																																																																																																																		
<p>(以下略)</p>																																																																																																																																								
		第 14 章 効力							第 14 章 効力																																																																																																																															
<p>第 1404 条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、<u>2025</u> 年 4 月 1 日から <u>2026</u> 年 3 月 31 日までとする。</p>									<p>第 1404 条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、<u>2026</u> 年 4 月 1 日から <u>2027</u> 年 3 月 31 日までとする。</p>							<p>・有効期間の更新</p>																																																																																																																								
<p>第 1405 条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、<u>2027</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。</p>									<p>第 1405 条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、<u>2028</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。</p>							<p>・有効期間の更新</p>																																																																																																																								

<p><u>2025年3月31日</u></p> <p>株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員            櫻井 俊晴</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長        星田 竜介</p>	<p><u>2026年3月31日</u></p> <p>株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員            櫻井 俊晴</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長        星田 竜介</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする</li> <li>・労使代表者は、締結日時点とする</li> </ul>
--	--	---

⑧エルダースペシャリティスタッフ（有期）労働協約

		本則																																																																																																																																																																																							
		現行						改訂						備考																																																																																																																																																																											
		第6章 労働条件						第6章 労働条件																																																																																																																																																																																	
		第2節 休日・休暇						第2節 休日・休暇																																																																																																																																																																																	
	<p>第614条（年次有給休暇）</p> <p>会社は、エルダースペシャリティスタッフ(有期)に対し、1年間に次の各号の基準により、年次有給休暇を与える。</p> <p>本条における1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>1.初回契約時の年次有給休暇は、契約期間月数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数・時間により次の通りとする。なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヵ月を平均した週所定労働日数については「週4日かつ週30日未満」を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約期間月数 週契約日数・時間</th> <th>12 ヵ月</th> <th>11 ヵ月</th> <th>10 ヵ月</th> <th>9 ヵ月</th> <th>8 ヵ月</th> <th>7 ヵ月</th> <th>6 ヵ月</th> <th>5 ヵ月</th> <th>4 ヵ月</th> <th>3 ヵ月</th> <th>2 ヵ月</th> <th>1 ヵ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週36時間40分 以上契約</td> <td>11日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>5日または週30時間 以上契約</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> </tr> <tr> <td>4日かつ週30時間 未満契約</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> </tr> <tr> <td>3日契約</td> <td>5日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> </tr> <tr> <td>2日契約</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> </tr> <tr> <td>1日契約</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.初回契約以降契約時の年次有給休暇は、勤続年数及び1ヵ月を平均した週契約日数・時間に応じ、次の通りとする。但し、年度途中の再雇用時には、年次有給休暇は付与しない。なお、勤続年数の算定は、毎年4月1日をもって基準とする。また、毎年4月1日時点で、短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合は、週契約日数・時間については「週4日かつ週30時間未満契約」を適用する。</p>	契約期間月数 週契約日数・時間	12 ヵ月	11 ヵ月	10 ヵ月	9 ヵ月	8 ヵ月	7 ヵ月	6 ヵ月	5 ヵ月	4 ヵ月	3 ヵ月	2 ヵ月	1 ヵ月	週36時間40分 以上契約	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	5日または週30時間 以上契約	10日	10日	10日	10日	10日	10日	5日	4日	3日	0日	0日	0日	4日かつ週30時間 未満契約	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	3日契約	5日	5日	5日	5日	5日	5日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	2日契約	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日	0日	0日	1日契約	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日	0日	0日	0日	0日	<p>第614条（年次有給休暇）</p> <p>会社は、エルダースペシャリティスタッフ(有期)に対し、1年間に次の各号の基準により、年次有給休暇を与える。</p> <p>本条における1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>1.初回契約時の年次有給休暇は、契約期間月数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数・時間により次の通りとする。なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヵ月を平均した週所定労働日数については「週4日かつ週30日未満」を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約期間月数 週契約日数・時間</th> <th>12 ヵ月</th> <th>11 ヵ月</th> <th>10 ヵ月</th> <th>9 ヵ月</th> <th>8 ヵ月</th> <th>7 ヵ月</th> <th>6 ヵ月</th> <th>5 ヵ月</th> <th>4 ヵ月</th> <th>3 ヵ月</th> <th>2 ヵ月</th> <th>1 ヵ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5日かつ週35時間 以上契約</td> <td>11日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>5日または週30時間 以上契約</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> </tr> <tr> <td>4日かつ週30時間 未満契約</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> </tr> <tr> <td>3日契約</td> <td>5日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> </tr> <tr> <td>2日契約</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> </tr> <tr> <td>1日契約</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.初回契約以降契約時の年次有給休暇は、勤続年数及び1ヵ月を平均した週契約日数・時間に応じ、次の通りとする。但し、年度途中の再雇用時には、年次有給休暇は付与しない。なお、勤続年数の算定は、毎年4月1日をもって基準とする。また、毎年4月1日時点で、短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合は、週契約日数・時間については「週4日かつ週30時間未満契約」を適用する。</p>	契約期間月数 週契約日数・時間	12 ヵ月	11 ヵ月	10 ヵ月	9 ヵ月	8 ヵ月	7 ヵ月	6 ヵ月	5 ヵ月	4 ヵ月	3 ヵ月	2 ヵ月	1 ヵ月	5日かつ週35時間 以上契約	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	5日または週30時間 以上契約	10日	10日	10日	10日	10日	10日	5日	4日	3日	0日	0日	0日	4日かつ週30時間 未満契約	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	3日契約	5日	5日	5日	5日	5日	5日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	2日契約	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日	0日	0日	1日契約	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日	0日	0日	0日	0日	<p>・有給休暇付与の条件を他の雇用区分との整合性、実態に合わせ修正。</p>
	契約期間月数 週契約日数・時間	12 ヵ月	11 ヵ月	10 ヵ月	9 ヵ月	8 ヵ月	7 ヵ月	6 ヵ月	5 ヵ月	4 ヵ月	3 ヵ月	2 ヵ月	1 ヵ月																																																																																																																																																																												
週36時間40分 以上契約	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																																																																																																																																													
5日または週30時間 以上契約	10日	10日	10日	10日	10日	10日	5日	4日	3日	0日	0日	0日																																																																																																																																																																													
4日かつ週30時間 未満契約	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																																																																																																																																													
3日契約	5日	5日	5日	5日	5日	5日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																																																																																																																																													
2日契約	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日	0日	0日																																																																																																																																																																													
1日契約	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日	0日	0日	0日	0日																																																																																																																																																																													
契約期間月数 週契約日数・時間	12 ヵ月	11 ヵ月	10 ヵ月	9 ヵ月	8 ヵ月	7 ヵ月	6 ヵ月	5 ヵ月	4 ヵ月	3 ヵ月	2 ヵ月	1 ヵ月																																																																																																																																																																													
5日かつ週35時間 以上契約	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																																																																																																																																													
5日または週30時間 以上契約	10日	10日	10日	10日	10日	10日	5日	4日	3日	0日	0日	0日																																																																																																																																																																													
4日かつ週30時間 未満契約	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																																																																																																																																													
3日契約	5日	5日	5日	5日	5日	5日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																																																																																																																																													
2日契約	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日	0日	0日																																																																																																																																																																													
1日契約	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日	0日	0日	0日	0日																																																																																																																																																																													

	勤続年数 <sup>←</sup>								勤続年数 <sup>←</sup>							
	週契約日数・時間 <sup>←</sup>	1年 <sup>↓</sup> 以下 <sup>↔</sup>	1年超 <sup>↓</sup> 2年 <sup>↔</sup>	2年超 <sup>↓</sup> 3年 <sup>↔</sup>	3年超 <sup>↓</sup> 4年 <sup>↔</sup>	4年超 <sup>↓</sup> 5年 <sup>↔</sup>	5年超 <sup>↔</sup>		週契約日数・時間 <sup>←</sup>	1年 <sup>↓</sup> 以下 <sup>↔</sup>	1年超 <sup>↓</sup> 2年 <sup>↔</sup>	2年超 <sup>↓</sup> 3年 <sup>↔</sup>	3年超 <sup>↓</sup> 4年 <sup>↔</sup>	4年超 <sup>↓</sup> 5年 <sup>↔</sup>	5年超 <sup>↔</sup>	
	週 36 時間 40 分 <sup>↓</sup> 以上契約 <sup>↔</sup>	12 日 <sup>↔</sup>	13 日 <sup>↔</sup>	15 日 <sup>↔</sup>	17 日 <sup>↔</sup>	19 日 <sup>↔</sup>	22 日 <sup>↔</sup>		5日かつ週35時間 <sup>↓</sup> 以上契約 <sup>↔</sup>	12日 <sup>↔</sup>	13日 <sup>↔</sup>	15日 <sup>↔</sup>	17日 <sup>↔</sup>	19日 <sup>↔</sup>	22日 <sup>↔</sup>	
	5日または週 30 時間 <sup>↓</sup> 以上契約 <sup>↔</sup>	11 日 <sup>↔</sup>	12 日 <sup>↔</sup>	14 日 <sup>↔</sup>	16 日 <sup>↔</sup>	18 日 <sup>↔</sup>	20 日 <sup>↔</sup>		5日または週30時間 <sup>↓</sup> 以上契約 <sup>↔</sup>	11日 <sup>↔</sup>	12日 <sup>↔</sup>	14日 <sup>↔</sup>	16日 <sup>↔</sup>	18日 <sup>↔</sup>	20日 <sup>↔</sup>	
	4日かつ週 30 時間 <sup>↓</sup> 未満契約 <sup>↔</sup>	8 日 <sup>↔</sup>	9 日 <sup>↔</sup>	10 日 <sup>↔</sup>	12 日 <sup>↔</sup>	13 日 <sup>↔</sup>	15 日 <sup>↔</sup>		4日かつ週30時間 <sup>↓</sup> 未満契約 <sup>↔</sup>	8日 <sup>↔</sup>	9日 <sup>↔</sup>	10日 <sup>↔</sup>	12日 <sup>↔</sup>	13日 <sup>↔</sup>	15日 <sup>↔</sup>	
	3 日契約 <sup>↔</sup>	6 日 <sup>↔</sup>	6 日 <sup>↔</sup>	8 日 <sup>↔</sup>	9 日 <sup>↔</sup>	10 日 <sup>↔</sup>	11 日 <sup>↔</sup>		3日契約 <sup>↔</sup>	6日 <sup>↔</sup>	6日 <sup>↔</sup>	8日 <sup>↔</sup>	9日 <sup>↔</sup>	10日 <sup>↔</sup>	11日 <sup>↔</sup>	
	2 日契約 <sup>↔</sup>	4 日 <sup>↔</sup>	4 日 <sup>↔</sup>	5 日 <sup>↔</sup>	6 日 <sup>↔</sup>	6 日 <sup>↔</sup>	7 日 <sup>↔</sup>		2日契約 <sup>↔</sup>	4日 <sup>↔</sup>	4日 <sup>↔</sup>	5日 <sup>↔</sup>	6日 <sup>↔</sup>	6日 <sup>↔</sup>	7日 <sup>↔</sup>	
	1 日契約 <sup>↔</sup>	2 日 <sup>↔</sup>	2 日 <sup>↔</sup>	2 日 <sup>↔</sup>	3 日 <sup>↔</sup>	3 日 <sup>↔</sup>	3 日 <sup>↔</sup>		1日契約 <sup>↔</sup>	2日 <sup>↔</sup>	2日 <sup>↔</sup>	2日 <sup>↔</sup>	3日 <sup>↔</sup>	3日 <sup>↔</sup>	3日 <sup>↔</sup>	
	第14章 効力								第14章 効力							
	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025年4月1日から2026年3月31日まで</u> とする。								第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026年4月1日から2027年3月31日まで</u> とする。							・有効期間の更新
	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2027年3月31日</u> を超えることはできない。								第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2028年3月31日</u> を超えることはできない。							・有効期間の更新
	<u>2025年3月31日</u>  株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員                      櫻井 俊晴  三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長                      星田 竜介								<u>2026年3月31日</u>  株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員                      櫻井 俊晴  三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長                      星田 竜介							・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする

⑨エルダースペシャルティスタッフ（無期）労働協約

本則			
	現行	改訂	備考
	第5章 人事	第5章 人事	
	第1節 人事	第1節 人事	
	<p>第502条（エルダースペシャルティスタッフ（無期）の定義と採用）                      エルダースペシャルティスタッフ(無期)とは、スペシャルティスタッフ（無期）を定年退職後引き続き職種を定めて雇用される者、またはエルダースペシャルティスタッフ（有期）でスペシャルティスタッフ（有期）の期間を通算して2回目の再契約時に職種を定めて雇用される者で、次の各号に該当する者をいう。</p> <p>（中略）  <u>（諒解事項）</u>                      第1項に関わらず、2018年4月1日時点でスペシャルティスタッフとして60歳を超えていた者については、エルダースペシャルティスタッフ（無期）とする。</p>	<p>第502条（エルダースペシャルティスタッフ（無期）の定義と採用）                      エルダースペシャルティスタッフ(無期)とは、スペシャルティスタッフ（無期）を定年退職後引き続き職種を定めて雇用される者、またはエルダースペシャルティスタッフ（有期）でスペシャルティスタッフ（有期）の期間を通算して2回目の再契約時に職種を定めて雇用される者で、次の各号に該当する者をいう。</p> <p>（中略）  <u>（削除）</u></p>	過去の諒解事項の削除（無期のみ）
	第6章 労働条件	第6章 労働条件	
	第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇	
	<p>第614条（年次有給休暇）                      会社は、エルダースペシャルティスタッフ(無期)に対して、1年間に勤続年数及び1ヵ月を平均した週契約日数・時間に応じ年次有給休暇を与える。                      本条における1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。                      但し、年度途中の再雇用時には、年次有給休暇は付与しない。                      なお、勤続年数の算定は、毎年4月1日をもって基準とし、従前のスペシャルティスタッフ（有期）またはスペシャルティスタッフ（無期）、エルダースペシャルティスタッフ（有期）の勤続年数を通算する。                      また、毎年4月1日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヵ月を平均した週所定労働日数については「週4日かつ週30日未満」を適用する。</p>	<p>第614条（年次有給休暇）                      会社は、エルダースペシャルティスタッフ(無期)に対して、1年間に勤続年数及び1ヵ月を平均した週契約日数・時間に応じ年次有給休暇を与える。                      本条における1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。                      但し、年度途中の再雇用時には、年次有給休暇は付与しない。                      なお、勤続年数の算定は、毎年4月1日をもって基準とし、従前のスペシャルティスタッフ（有期）またはスペシャルティスタッフ（無期）、エルダースペシャルティスタッフ（有期）の勤続年数を通算する。                      また、毎年4月1日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヵ月を平均した週所定労働日数については「週4日かつ週30日未満」を適用する。</p>	・有給休暇付与の条件を他の雇用区分との整合性、実態に合わせ修正。

	勤続年数 <sup>←</sup>								勤続年数 <sup>←</sup>							
	週契約日数・時間 <sup>□</sup>	1年 <sup>↓</sup> 以下 <sup>↔</sup>	1年超 <sup>↓</sup> 2年 <sup>↔</sup>	2年超 <sup>↓</sup> 3年 <sup>↔</sup>	3年超 <sup>↓</sup> 4年 <sup>↔</sup>	4年超 <sup>↓</sup> 5年 <sup>↔</sup>	5年超 <sup>↔</sup>		週契約日数・時間 <sup>□</sup>	1年 <sup>↓</sup> 以下 <sup>↔</sup>	1年超 <sup>↓</sup> 2年 <sup>↔</sup>	2年超 <sup>↓</sup> 3年 <sup>↔</sup>	3年超 <sup>↓</sup> 4年 <sup>↔</sup>	4年超 <sup>↓</sup> 5年 <sup>↔</sup>	5年超 <sup>↔</sup>	
	週 36 時間 40 分 <sup>↓</sup> 以上契約 <sup>↔</sup>	12 日 <sup>↔</sup>	13 日 <sup>↔</sup>	15 日 <sup>↔</sup>	17 日 <sup>↔</sup>	19 日 <sup>↔</sup>	22 日 <sup>↔</sup>		5日かつ週35時間 <sup>↓</sup> 以上契約 <sup>↔</sup>	12日 <sup>↔</sup>	13日 <sup>↔</sup>	15日 <sup>↔</sup>	17日 <sup>↔</sup>	19日 <sup>↔</sup>	22日 <sup>↔</sup>	
	5日または週 30 時間 <sup>↓</sup> 以上契約 <sup>↔</sup>	11 日 <sup>↔</sup>	12 日 <sup>↔</sup>	14 日 <sup>↔</sup>	16 日 <sup>↔</sup>	18 日 <sup>↔</sup>	20 日 <sup>↔</sup>		5日または週30時間 <sup>↓</sup> 以上契約 <sup>↔</sup>	11日 <sup>↔</sup>	12日 <sup>↔</sup>	14日 <sup>↔</sup>	16日 <sup>↔</sup>	18日 <sup>↔</sup>	20日 <sup>↔</sup>	
	4日かつ週 30 時間 <sup>↓</sup> 未満契約 <sup>↔</sup>	8 日 <sup>↔</sup>	9 日 <sup>↔</sup>	10 日 <sup>↔</sup>	12 日 <sup>↔</sup>	13 日 <sup>↔</sup>	15 日 <sup>↔</sup>		4日かつ週30時間 <sup>↓</sup> 未満契約 <sup>↔</sup>	8日 <sup>↔</sup>	9日 <sup>↔</sup>	10日 <sup>↔</sup>	12日 <sup>↔</sup>	13日 <sup>↔</sup>	15日 <sup>↔</sup>	
	3 日契約 <sup>↔</sup>	6 日 <sup>↔</sup>	6 日 <sup>↔</sup>	8 日 <sup>↔</sup>	9 日 <sup>↔</sup>	10 日 <sup>↔</sup>	11 日 <sup>↔</sup>		3日契約 <sup>↔</sup>	6日 <sup>↔</sup>	6日 <sup>↔</sup>	8日 <sup>↔</sup>	9日 <sup>↔</sup>	10日 <sup>↔</sup>	11日 <sup>↔</sup>	
	2 日契約 <sup>↔</sup>	4 日 <sup>↔</sup>	4 日 <sup>↔</sup>	5 日 <sup>↔</sup>	6 日 <sup>↔</sup>	6 日 <sup>↔</sup>	7 日 <sup>↔</sup>		2日契約 <sup>↔</sup>	4日 <sup>↔</sup>	4日 <sup>↔</sup>	5日 <sup>↔</sup>	6日 <sup>↔</sup>	6日 <sup>↔</sup>	7日 <sup>↔</sup>	
	1 日契約 <sup>↔</sup>	2 日 <sup>↔</sup>	2 日 <sup>↔</sup>	2 日 <sup>↔</sup>	3 日 <sup>↔</sup>	3 日 <sup>↔</sup>	3 日 <sup>↔</sup>		1日契約 <sup>↔</sup>	2日 <sup>↔</sup>	2日 <sup>↔</sup>	2日 <sup>↔</sup>	3日 <sup>↔</sup>	3日 <sup>↔</sup>	3日 <sup>↔</sup>	
	第14章 効力								第14章 効力							
	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025年4月1日から2026年3月31日まで</u> とする。								第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026年4月1日から2027年3月31日まで</u> とする。							・有効期間の更新
	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2027年3月31日</u> を超えることはできない。								第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2028年3月31日</u> を超えることはできない。							・有効期間の更新
	<u>2025年3月31日</u>  株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員                      櫻井 俊晴  三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長                      星田 竜介								<u>2026年3月31日</u>  株式会社 新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員                      櫻井 俊晴  三越伊勢丹グループ労働組合 新潟三越伊勢丹支部執行委員長                      星田 竜介							・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする